

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団定款

(昭和39年6月23日制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、兵庫県及び兵庫県内各市町との密接な連携の下、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- ア 救護施設の経営
- イ 特別養護老人ホームの経営
- ウ 障害者支援施設の経営
- エ 障害児入所施設の経営
- オ 児童心理治療施設の経営
- カ 養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ア 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- イ 身体障害者の更生に必要な義肢及び装具の開発並びに製作及び修理に関する事業（兵庫県立福祉のまちづくり研究所）
- ウ 障害者更生センター浜坂温泉保養荘の経営
- エ 障害福祉サービス事業
- オ 障害児通所支援事業
- カ 一般相談支援事業
- キ 特定相談支援事業
- ク 障害児相談支援事業
- ケ 地域生活支援事業
- コ 老人短期入所事業
- サ 介助犬訓練事業
- シ 聴導犬訓練事業
- ス 老人デイサービス事業
- セ 老人居宅介護等事業
- ソ 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）

- タ 丹寿荘在宅介護支援センターの経営
チ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）
2 前項に掲げるほか次の事業を行う。
(1) 兵庫県立リハビリテーション中央病院の経営
(2) 兵庫県立総合リハビリテーションセンター障害者スポーツ交流館の経営
(3) 兵庫県立総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設の経営
(4) 兵庫県立福祉のまちづくり研究所の経営（身体障害者の更生に必要な義肢及び装具の開発並びに製作及び修理に関する事業を除く。）
(5) 兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の経営
(6) 兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター体育施設の経営
(7) 兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター研修施設の経営
(8) 福祉のまちづくりに関する調査研究（兵庫県立福祉のまちづくり研究所）
(9) 居宅介護支援事業
(10) 訪問看護事業
(11) 介助犬認定事業
(12) 聴導犬認定事業
(13) 障害者専門職業紹介事業
(14) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）
(15) 障害者職場適応援助者支援事業
(16) 障害児等療育支援事業
(17) 高次脳機能障害支援普及事業
(18) 健康づくり・介護予防事業
(19) 古物営業
(20) 生活支援ハウスの経営
(21) 地域包括支援センターの経営
(22) 兵庫県立こども発達支援センターの経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を神戸市西区曙町1070番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から互選する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければなら

ない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内
(2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事を置くことができる。
- 4 前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(会長、相談役及び顧問)

第24条 この法人に会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長、相談役及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 会長は、この法人の特に重要な事項について、意見を述べ、又は助言することができる。

4 相談役は、この法人の運営について理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

5 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。

6 会長、相談役及び顧問は、必要があると認めるときは理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができます。

7 会長、相談役及び顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、

他の理事がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産 及び 会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 11,000,000円

(2) 土地・建物 別表のとおり

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神戸市

長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神戸市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、兵庫県又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神戸市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神戸市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 金 井 元 彦

同 坂 井 時 忠

同 一 谷 定之憲

同 池 原 昇

同 須 川 豊

同 朝 倉 斬 道

監 事 吉 田 豊 信

同 門 脇 政 夫

附 則

この定款は、昭和41年9月30日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号才にかかる業務は昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年6月19日から施行する。ただし、第1条第2項第3号は、昭和45年9月15日から適

用する。

附 則

この定款は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、昭和46年10月14日から施行する。

2 第1条第1項第1号の変更は、昭和46年11月1日から適用する。

3 第1条第1項第2号の変更は、昭和46年8月19日から適用する。

附 則

この定款は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和47年10月2日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号イに1項を加える規定は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年7月9日から施行し、昭和49年6月15日から適用する。

附 則

この定款は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、「兵庫県老人休養ホーム立雲荘」については、昭和51年3月31日までの間は、変更前の名称「兵庫県老人保養所立雲荘」とする。

附 則

この定款は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号オの改正規定は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年3月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年10月20日から施行する。ただし、第1条第1項第1号ウの改正規定は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年12月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成10年4月24日から施行する。ただし、第1条第1項第1号ウ及び同条同項第2号並びに第13条第2項の改正規定は、平成10年7月1日から施行する。

2 平成10年4月17日付けの定款変更認可申請に伴い増員された理事2名の任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成10年8月2日とする。

附 則

この定款は、平成11年2月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年8月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年10月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年7月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成16年7月9日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成16年10月13日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成16年11月26日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成17年3月7日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成17年6月10日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成17年10月26日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成18年9月5日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成19年4月25日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成19年7月2日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成19年8月2日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成20年2月4日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成20年9月24日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成21年3月25日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成21年12月21日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成22年10月6日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成23年6月21日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成25年1月23日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成25年10月10日）から施行する。

附 則

1 この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成26年6月13日）から施行する。

2 定款変更に伴い増員された理事1名、評議員1名の任期は、第6条第1項及び第18条第1項の規定に
関わらず、平成26年8月2日までとする。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成27年4月30日）から施行する。

附 則

この定款は、神戸市長の認可のあった日（平成28年10月21日）から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、神戸市長の認可のあった日（平成29年9月1日）から施行する。